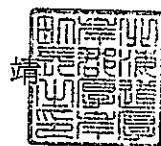


厚岸町水道事業告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により事業を廃止した厚岸町指定給水装置工事事業者の指定を廃止したので、厚岸町水道事業給水条例施行規則（平成10年規則第22号）第7条により告示する。

平成30年3月30日

厚岸町長 若 狹



1 指定給水装置工事事業者名

指定番号	指定給水装置工事事業者名	住 所	電話番号
18	有限会社島山電工	浜中町茶内栄59番地	0153-65-2511

2 指定休止年月日 平成30年3月26日